

Q:相続が発生した場合、いつまでにどのような手続きをしなければならないのでしょうか。

A:相続に関する手続きには、時間の制約がある手続きがありますので、注意が必要です。

1. タイムスケジュール（時間の制約がある手続き）。

葬儀や法要も無事に済み、生活も落ち着きを取り戻したら、相続に関する手続きの準備に入る必要があります。手続きのうちには、時間的な制約が設けられているものがあるからです。

①相続の承認、放棄、限定承認（相続開始を知ってから3ヶ月以内）

②準確定申告（死亡から4ヶ月以内）

③相続税の申告・納付（相続開始から10ヶ月以内）

なお、自筆の遺言書があったときは、速やかに家庭裁判所に検認の申立てをする必要がありますが、上記以外に、相続に関して、特にいつまでに何かの手續（遺産分割や名義変更など）をしなければならないという制約はありません。

2. 相続に関する事前準備

そこで、まず具体的な相続がどのような内容かいくつかの観点で調べるところから始まります。

(1)相続人が誰かを確定させる。

先に述べたとおおり、配偶者と順位に従って血族が相続人となりますが、具体的に確定させるには、被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）と、これから遡って出生までの戸籍謄本を確認します。

被相続人の本籍の移動が多い場合や、兄弟姉妹などの相続人が多い場合は、これをそろえるのに時間がかかりますので、早めに手配をしておきましょう。

後日、相続登記や預貯金の払戻手続き、相続税の申告手続きの際に、相続人の範囲を確定させる書類としてこれらを添付したり、提示する必要がありますので、少なくともそれぞれ3部位は準備しておくとう便利です。なお、弁護士や税理士、司法書士などに調査や手続きを依頼する場合には、職務上これらの取り寄せが可能です。

(2)遺言書（自筆・公正証書）があるかどうか。

自筆（被相続人が自分でしたための遺言書）の場合は、上記のとおり、家裁の検認手続き（相続人の面前で開示する）が必要です。公正証書の遺言の場合は、この手続きは不要です。

(3)相続放棄の必要性を判断する。

相続では、財産も負債（借金）も全部引き継ぐこととなります。ローンやクレジ

ットなど、多額の負債があるような場合には、速やかに放棄の手続きを検討しなければなりません。相続開始を知って3カ月以内という短い期間なので、この間出来るだけ資料や情報を集めて結論を出してください。もし、調査に時間を要する場合などは、裁判所に申し立てて、調査の期間を多少延長してもらうことも可能ですので、早めに弁護士にご相談ください。

大きな負債があったことが、後日になって判明した場合、3ヶ月を過ぎても、例外的に放棄が可能となる場合がありますが、一般的には亡くなってから3ヶ月以内に相続放棄の手続きを取ることが安全です。また、相続財産の名義を変更したり、自身が消費している場合には、放棄はできなくできなくなりますので、いずれにしても放棄の可能性があるうちは、相続財産には一切手を付けない方が賢明です。

その他に、限定承認という制度がありますが、あまり実例はありません。通常負債が大きい可能性が高ければ、限定承認の手間と費用をかけるまでもなく、相続放棄をする方が簡明な場合が殆どだからです。

(4)相続税の申告が必要かどうかを調べる。

相続税がかかる場合か、そうでない場合かによって、資金の準備や遺産分割をどのように進めるか、時間的な制約もあって、大きな分岐点となります(相続税については、後記の8を参照してください)。

まず、相続財産が、資産や負債を差し引いた結果、明らかに基礎控除の限度内(3000万円+600万円×法定相続人の人数 但し、平成27年1月1日以降の相続について)であれば、相続税の申告は不要なので、申告期限の問題は生じません。な制約は受けません。

※ なお、国税庁のホームページに、平成27年5月から、新たに「相続税の申告要否判定コーナー」が開設され、必要事項を入力すれば、申告の要否が簡易に判定できるシステム(結果のプリントアウトも可能)が新たに設けられましたので、便利になると思います(国税庁のホームページの「相続税・贈与税特集」のバナーをクリックすると、上記のコーナーに辿ることが出来ます)。

しかし、基礎控除の限度を超える可能性がある場合には、要注意です。

第1に、基礎控除の限度を超えていても、居住用宅地や事業用資産の減額制度、配偶者控除の適用などで、計算上納税額がゼロとなる場合がありますが、その場合でも期限までに所定の申告手続きを取ることが条件となります。また、税額や取得する財産によっては、現金納付が難しい場合もあり、延納(利子税がかかる)や物納も検討する必要がありますので、早めに税理士に相談してください。

第2に、相続税の申告上、上記の評価減や税額控除などの恩典を受けるには、申告時までに適用条件に適った分割内容や帰属が確定していることが条件なので、間

に合わない場合には、未分割(共同相続として相続割合)の状態一旦申告・納税し、後日分割が確定した時点で修正申告をすることで、納め過ぎた分の還付を受けることは出来ますが、当面余計に納税資金を準備しなければなりませんので、税務上の恩典を受けられるべく、相続人間で分割の合意に至るように早めに協議を進める必要があるからです。詳しくは、別のQ&Aをご参照ください。